

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人秀桜会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において役員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員

(報酬等の支給)

第3条 役員の報酬は、定款8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。役員の費用弁償は、以下の通りである。

理事	5,000 円
監事	5,000 円
評議員	5,000 円

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 本規程は評議員会の議決を経て改廃することができる。

附則 この規程は平成29年4月1日から施行する。